

○国土交通省告示第二百三十号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第三項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 損害保険ジャパン株式会社 七〇十七（略）</p>	<p>自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 七〇十七（略）</p>

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。